

カネボウ化粧品が自主回収する対象商品はアジアでも販売していた。アジアでは1990年代半ばから製造物責任法（PL法）など消費者保護策の整備が進んでおり、消費財を取り扱う日本企業も積極的な対策が求められている。

カネボウは台湾や香港、韓国、タイなど10カ国・地域で2ブランドを販売している。アジア地域での年間売上高は約10億円で、このうち台湾が7割を占める。

アジアで進む消費者保護

日本企業は対策必要

11日時点で白斑症状が確認された人数は10カ国・地域で65人で、そのうち台湾が54人。4万2800個を回収したが「販売数量が把握できておらず回収率は不明」（カネボウ化粧品）と

問われる。損害賠償についても、懲罰的な賠償金の支払いを命じる制度を持つ。韓国やタイなどでも2000年以降、PL法が施行された。

アジアでは消費者の権利意識は強くなり、巨額の賠償につながる事例はまだ少ない。海外のPL法に詳しい東京リスクマネージメント（東京・千代田）の大室

台湾では94年に消費者保護法が施行された。同法は製造物責任に関する規定を含んでいる。過失の有無を問わず、設計から生産、輸入、包装者などそれぞれの役割を担った企業の責任が

順一郎社長は「今回の事件を機に対策を取る企業も増えてくる」とみている。